

CFP®受験対策講座 「金融資産運用設計」
平成19年版 日本FP協会 基本テキスト 改正・補足資料

★下表の「該当ページ」は日本FP協会平成19年度版テキストの該当ページを指します。

| 該当ページ | 改定内容等 |
|---------|---|
| 145～148 | <p>(追記) C I 景気動向指数にはD I (Diffusion Index) とC I (Composite Index) の2種類がある。従来はD I を重視していたが、2008年4月分からC I を重視し、C I 中心の公表形態に変更された。 ※C I (コンポジット・インデックス) の内容 → 3ページ 資料① 参照</p> |
| 177 | <p>(削除) 第5節 本人確認 廃止 ※犯罪収益移転防止法施行と本人確認法の廃止 → 3ページ 資料① 参照</p> |
| 180～185 | <p>(追記) 株式会社ゆうちょ銀行が提供する主な商品について → 4ページ 資料③ 参照</p> |
| 195 | <p>(補足) (2)マル優制度 2007 (平成19) 年10月1日の郵政民営化によって、新規で郵貯非課税制度の利用はできなくなった。郵便貯金単独の非課税制度は廃止され、ゆうちょ銀行では他の民間金融機関と共通の非課税枠 (マル優350万円) を利用する形になっている。なお、ゆうちょ銀行でマル優扱いで預けられるのは定額貯金、担保定額貯金、定期貯金、担保定期貯金に限られている。これ以外の貯金はマル優扱いにすることはできず、20%源泉分離課税扱いになる。</p> |
| 218 | <p>(追記) 国債の新型窓口販売方式 2007 (平成19) 年10月より、個人向け国債に加えて、10年長期国債、5年中期国債、2年中期国債について、新型窓口販売方式が導入された。 従来、銀行、証券会社等の民間金融機関は、新規発行される国債について、いったん自ら取得した後に利ざやを乗せて一般投資家に販売していた。この方式をセカンダリー方式というが、各社によって、取得価格や利ざや等が異なるために、同じ日に同じ国債を購入する場合でも、各社によって販売価格が異なっていた。新型窓口販売方式では、財務省が指定する価格で民間金融機関が国債を販売し、財務省が取扱い機関に募集手数料を支払う。 10年長期国債、5年中期国債、2年中期国債については新型窓口販売方式が強制されているわけではないので、民間金融機関の判断により引き続きセカンダリー方式を採用することもできる。</p> |
| 220 | <p>(訂正) 「⑤半年ごと利払いの固定金利型」の2行目以下 ・基準金利は募集期間開始日の2営業日前 (10年固定利付国債入札日) において、市場実勢利回りを基に計算した期間5年の固定利付国債の想定利回り (小数点以下第3位を四捨五入し、0.01%刻み) とする</p> |

| 該当ページ | 改定内容等 |
|---------|---|
| 227 | <p>(追記) (3)ジャスダック証券取引所における売買</p> <p>マーケットメイク方式の廃止とリクイディティ・プロバイダー (LP) 制度の創設</p> <p>ジャスダック証券取引所独自のマーケットメイク方式は2008 (平成20) 年3月21日をもって廃止され、同年4月1日から新制度のリクイディティ・プロバイダー制度が導入された。これにより従来のマーケットメイク銘柄は全てオークション方式で売買されることになり、全銘柄について成り行き注文が認められるとともに、制限値幅が設けられることになった。リクイディティ・プロバイダー制度とは、銘柄ごとに届出をした取引参加者 (証券会社) が、自己の計算による買い注文・売り注文を毎営業日必ず発注することにより流動性を供給する制度をいう。</p> |
| 234～235 | <p>(改正) 株式 第3節 税金 1. 配当課税 および 2. キャピタルゲイン課税</p> <p><2009 (平成21) 年以降の源泉徴収税率、配当課税、キャピタルゲイン課税></p> <p><特定口座における配当金の扱い></p> <p><上場株式等の配当所得と譲渡損失の損益通算></p> <p>→ 6ページ 資料 ④ 平成20年度税制改正「証券税制」参照</p> |
| 292 | <p>(追記) 5. 株式指数連動型上場投資信託 (ETF)</p> <p>なお、これまで国内の証券取引所に上場されていたETFはすべて国内の株価指数に連動するタイプだったが、2007 (平成19) 年に上場制度が見直され、外国の株価指数や金価格などに連動するタイプも登場してきている。具体的には、2007 (平成19) 年8月10日に金価格と連動するETFが、同年10月23日には中国・上海の株価指数と連動するETFが大阪証券取引所に上場され、同年11月19日には韓国の株価指数と連動するETFが東京証券取引所に上場された。今後も商品指数などに連動する多様なETFの上場が見込まれている。</p> |
| 331 | <p>(改正) 投資信託 第10節 税金</p> <p><2009 (平成21) 年以降の株式投資信託の税金の扱い></p> <p>株式投資信託の税金の扱いは株式並み課税となっており、2009 (平成21) 年以降、上場株式等の税金の扱いが変わることに伴い、株式投資信託の税金の扱いも変更される。</p> <p>→ 6ページ 資料 ④ 平成20年度税制改正「証券税制」参照</p> |

資料 ① C I（コンポジット・インデックス）の内容

D Iは景気の方向性（上昇・下降）を見るのには適しているが、景気変動の大きさやテンポ（量感）を見るのには適していない。例えば、一致指数（D I）が100%になった場合、3ヶ月前と比べて景気が上向きであることは分かるが、ほんの少しだけ良くなったのか、大幅に良くなったのかは分からない。一致系列に採用されている11個の経済指標全てが、3ヶ月前に比べてほんの少しだけ数値が良くなっても100%になり、大幅に数値が良くなっても100%になるからである。

そこで景気変動の大きさやテンポ（量感）を把握するために考え出されたのがC Iである。計算の仕方はかなり複雑だが、先行系列、一致系列、遅行系列に採用されている各経済指標の変化量を累積し指数化している。C Iは各指標の変化の大きさが指数に反映されているので、景気の強弱が読み取りやすいと言われている。

ポイントとしては、①C Iの変化の大きさは景気拡大・後退のスピードを表している、②C I（一致指数）の山・谷は、景気の山・谷とほぼ対応する、という点があげられる。

- ・ D Iで景気の方向性（上昇・下降）を知ることができる。C Iで景気変動の大きさやテンポ（量感）を知ることができる。
- ・ D I（一致指数）が基調として50%を上回っているときに景気拡張局面（上昇局面）、基調として50%を下回っているときに景気後退局面（下降局面）と判断される。
- ・ D I（一致指数）が50%のときに景気の転換点となり、50%ラインを上から下に切るときが「景気の山」、下から上に切るときが「景気の谷」と判断される。
- ・ C Iの変化の大きさは景気拡大・後退のスピードを表している。
- ・ C I（一致指数）の山・谷は、景気の山・谷とほぼ対応する。

資料 ② 犯罪収益移転防止法施行と本人確認法の廃止

- ・ 平成19（2007）年3月、犯罪収益移転防止法（「犯罪による収益の移転防止に関する法律」）が成立した。
この法律は、これまで金融機関等に限られていた本人確認義務を、ファイナンス・リース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱い事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、司法書士などの法律・会計の専門家などに拡大したものである。
この法律により、これらの業者等も、取引関係の開始時や200万円を超える現金等での取引などを行うときには本人確認を行う義務が生じた。また本人確認記録の作成・保存（7年間保存）、取引記録等の作成・保存（7年間保存）も義務づけられた。
- ・ また、これまで組織的犯罪処罰法で、一定の犯罪行為から生じた財産などであるとの疑いや一定の犯罪行為から生じた財産などを隠匿しようとしている疑い等があるときには、国に対する届出を金融機関等に義務づけていた。犯罪収益移転防止法では、この疑わしい取引の届出義務を上記の業者まで拡大している（ただし司法書士などの法律・会計の専門家は疑わしい取引の届出義務の対象外）。
- ・ 平成20（2008）年3月1日に犯罪収益移転防止法が全面施行されたことに伴い、本人確認法は廃止された。また疑わしい取引の届出義務を規定している組織的犯罪処罰法第5章が削除された。

資料 ③ 株式会社ゆうちょ銀行が提供する主な商品について

1. 貯金商品

| 商品・サービス | 商品概要 |
|------------------------|---|
| 通常貯金 | 出し入れ自由でキャッシュカード、各種決済サービス等を利用できる貯金 |
| 通常貯蓄貯金 | 出し入れ自由で10万円以上の残高があれば通常貯金より利率が高い貯金 |
| 振替口座 | 利子の付かない決済サービス専用の口座 |
| 定額貯金 | 6ヵ月据置・半年複利・最長10年まで預入可能な貯金 |
| 自動積立定額・定期貯金 | 通常貯金から毎月一定額を自動的に定額貯金または定期貯金に積立 |
| 財産形成定額貯金 (一般、年金、住宅) | 勤労者が給料やボーナスから天引きで積み立てる定額貯金 |
| 定期貯金 | 預入期間(1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年または5年)を選択できる貯金(5年は総合口座での利用に限る) |
| 満期一括受取型定期貯金 | 通常貯金から毎月一定額を自動的に定期貯金に預入し、積立金をまとめて通常貯金に預入 |
| ニュー福祉定期貯金 | 障害者等の公的年金等を受給している人が利用できる利率を上乗せした1年定期貯金 |
| 貯金担保自動貸付 | 総合口座を利用して、通常貯金の残高を超える払戻しをした場合、定額貯金等を担保に預入金額の9割(一冊の通帳につき300万円以内)まで自動的に貸付可能 |

2. 証券に関するサービス

| 商品・サービス | 商品概要 |
|------------------------|----------------------------------|
| 長期国債 中期国債 個人向け国債 | 各種国債の購入及び売却、国債を担保とした自動貸付 |
| 投資信託 | 投資信託の購入、売却、収益分配金・満期償還金・解約金等の受け取り |

3. 取り扱いを終了した主な商品・サービス

- 国際ボランティア貯金
- 積立貯金
- 教育積立貯金
- 住宅積立貯金
- 介護定期貯金
- 証書扱いのゆうゆうローン(貯金担保貸付)
- 国債の現金による購入・売却
- 国債等保護預り証書等による国債担保貸付け

4. 主な商品内容の変更

- ・ 通常貯金
預入金額 10円以上 1円単位→1円以上 1円単位
利払い 毎年3月末日を区切って元金に組入れ→年2回、3月31日と9月30日を区切って4月1日と10月1日に元金に組入れ
- ・ 総合通帳→「総合口座」に名称を変更
- ・ ゆうゆうローン→「貯金担保自動貸付」に制度変更（総合口座で管理する定額貯金、定期貯金を担保として、通常貯金の残高を超える払戻しの請求があったときに、自動的に貸付けを行う。総合口座扱いでない定額貯金、定期貯金を担保とする貸付けは廃止。）
- ・ 通常貯蓄貯金
預入金額 10円以上 1円単位→1円以上 1円単位
- ・ 定額貯金
総合口座で預け入れる定額貯金は「担保定額貯金」、総合口座扱い以外で預け入れるものは「定額貯金」とし、それぞれで微妙に商品内容が異なる。
担保定額貯金およびATMで預け入れる定額貯金の1口の金額は、預入金額が割り切れる最大の金額が適用される（預金者が1口の金額を自由に選ぶことはできない）。
窓口で預け入れる定額貯金は預金者が1口の金額を選ぶことができる。
- ・ ニュー定期→「定期貯金」に名称を変更
総合口座で預け入れる定期貯金は「担保定期貯金」、総合口座扱い以外で預け入れるものは「定期貯金」とし、それぞれで利用できる預入期間が異なる。
預入期間 定期貯金…1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年
担保定期貯金…3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年
(いずれも満期日指定方式は廃止)
新設された5年満期の担保定期貯金は半年複利

(参考) 国債等担保自動貸付け

総合口座で管理する利付国債および個人向け国債を担保として、通常貯金の残高が不足した場合には自動的に貸付けが受けられる。ただし固定5年の個人向け国債は発行後1年間は利用できない。貸付金額は、国債の額面金額の80%相当額まで、ただし担保とする国債1件につき200万円まで、かつ1人につき合計200万円まで。貸付期間は1年間で、貸付利率は貸付時における預入期間1年の定期貯金の約定利率(%) + 1.70%。返済は、通常貯金に入金することによって自動的に行われる。

担保とする貯金・国債が複数ある場合は、①担保定額貯金・担保定期貯金、②利付国債および個人向け国債、の順に貸付けを行う。返済時は逆の順序で返済金を充当する。

資料 ④ 平成20年度税制改正「証券税制」

【趣旨】 金融税制について国が最終的な目標としているのは、金融商品に係る税率の一本化と、各商品の所得区分を越えた損益通算である。その第一歩としてまず配当所得と譲渡損との通算が開始される。

【内容】

- ① 上場株式等に係る譲渡所得・配当等の10%軽減税率の廃止。
- ② 特例措置（平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間））
 - ・上場株式等の譲渡所得等の金額のうち … 500万円以下の部分 → 軽減税率10%
 - ・配当所得等の金額のうち …………… 100万円以下の部分
- ③ 譲渡損と配当の損益通算（平成21年分以後の所得税及び平成22年度分以後の住民税）

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき、又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）から控除できる。

今後の上場株式等の税制のまとめ

| | 平成20年 | 平成21年 | | 平成22年 | 平成23年 |
|-------------|---------------------------------|---|--|--|---|
| 譲渡益課税 | 所得税 7% | 譲渡益年間 500万円以下 | 所得税7%・住民税3% (源泉徴収あり口座は申告不要) | | 所得税15%・ 住民税5%の 申告分離課税 |
| | 住民税 3% (10%) | 譲渡益年間 500万円超部分 | 所得税15%・住民税5% (申告不要制度廃止) (注) 源泉徴収あり口座では、一旦 所得税7%・住民税3%が源泉 徴収される | | |
| 配当課税 | 所得税 7% 住民税 3% (10%) | 配当額年間 100万円以下 | 源泉徴収 所得税7% | ①申告不要 ②総合課税 (配当控除あり) ③所得税7%・ 住民税3%の申告分離 | ①所得税15%・ 住民税5%で 申告不要 ②総合課税 (配当控除あり) ③所得税15%・ 住民税5%の 申告分離課税 |
| | | 右の選択 | | | |
| | 配当額年間 100万円超部分 | 住民税3% (10%) | ①総合課税 (配当控除あり) ②所得税15% ・住民税5%の申告分離 | | |
| | | 右の選択 | 特定口座へ入庫可能 | | |
| 譲渡損と配当の損益通算 | 損益通算 できない | <ul style="list-style-type: none"> ・申告分離課税の配当所得と譲渡損の損益通算可 ・3年内の譲渡損と申告分離課税の配当所得との通算可 | | <特定口座内でも可能となること> 源泉徴収口座内の配当所得の計算時に、 その口座内の株式譲渡損を控除して源泉 徴収する | |

(注) 配当の年間合計額から、年間1万円以下の配当銘柄を除く

大口配当(株式保有割合が5%以上)や非上場株式は次のとおりである。

| | |
|------|-------------------------------------|
| 譲渡所得 | 所得税15%+住民税5%の申告分離課税 |
| 配当所得 | 20%所得税の源泉徴収後、総合課税(配当控除あり)・少額配当の特例あり |

以上